

第7章 その他の事項

7.1 計画段階における環境の保全の配慮に係る検討の経緯およびその内容

7.1.1 計画段階配慮事項の選定

(1) 位置等に関する複数案の設定

滋賀県環境影響評価技術指針（平成11年滋賀県告示第124号）によると、計画段階配慮事項についての検討に当たっては、配慮対象事業を実施する区域の位置、配慮対象事業の規模または配慮対象事業に係る建造物等の構造もしくは配置に関する複数の案（以下「位置等に関する複数案」という。）を設定するものとされている。

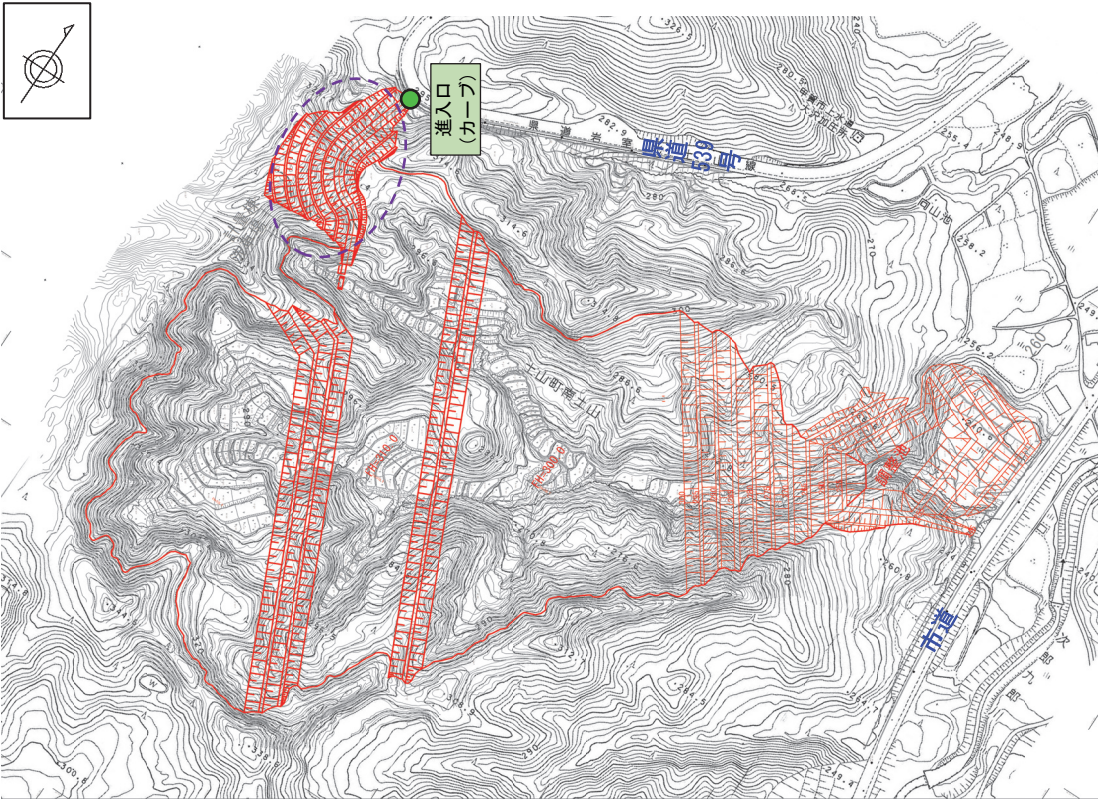
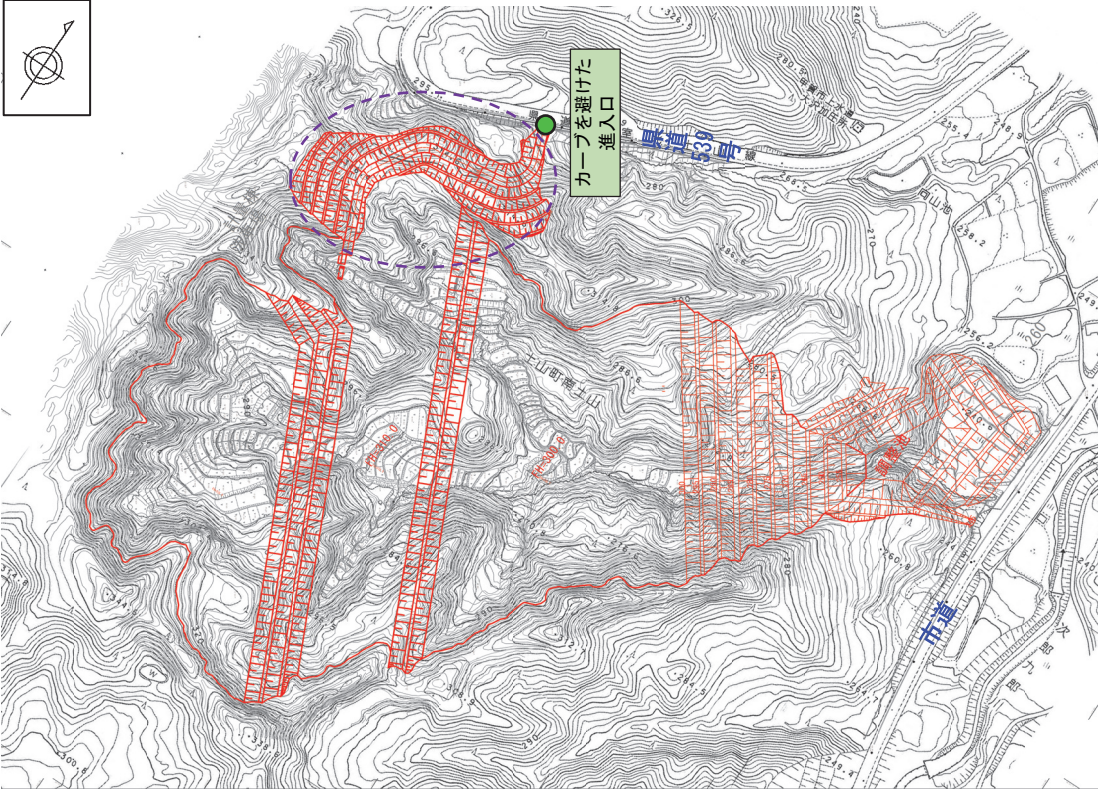
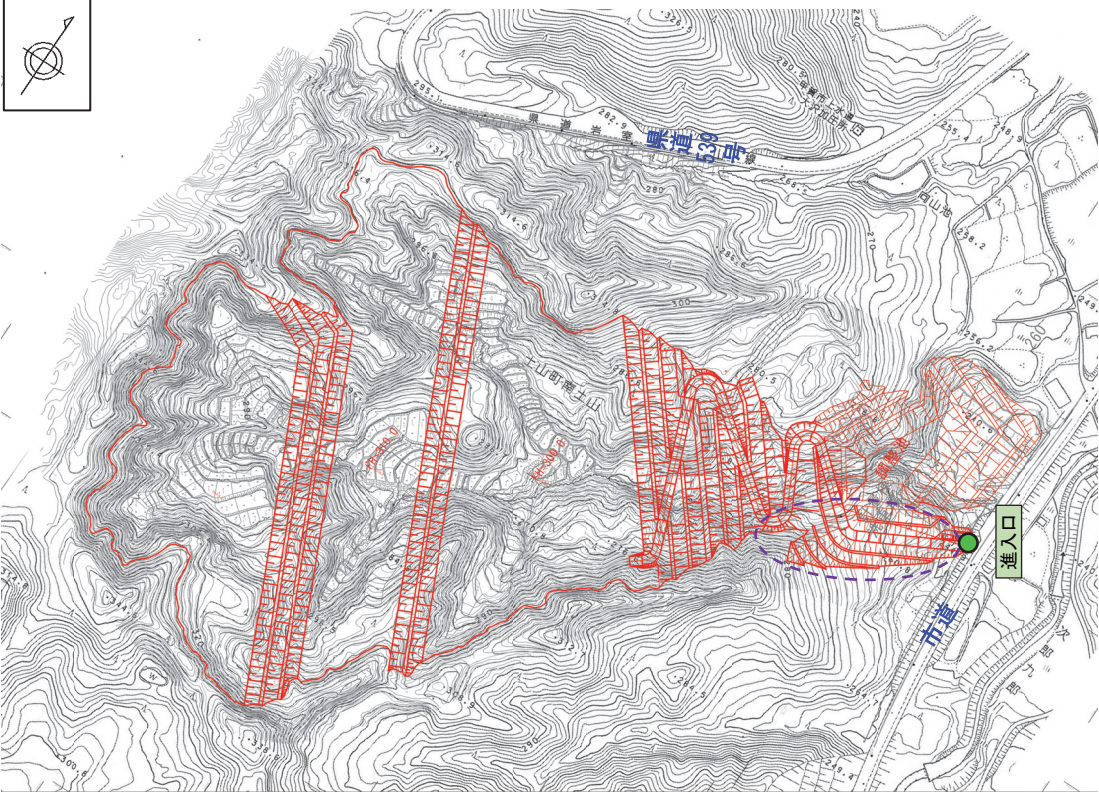
本事業における位置等に関する複数案の検討結果を以下に示す。

- ・ **①区域の位置**：事業実施想定区域については、事業者の所有地のうち、廃棄物の最終処分場の設置に適した地形と面積を有する土地が必要であり、代替性がないことより、区域の位置に係る複数案は設定しなかった。
- ・ **②事業の規模（埋立容量）**：本事業の目的でもある「地域の建設系産業廃棄物の受け皿」としての位置付けのもと、施工性・安全性・経済性等の制約の中で最大限の埋立容量を確保することが望ましいため、事業の規模に係る複数案は設定しなかった。
- ・ **③建造物等の構造**：安定型最終処分場の構造については、「最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」で構造基準が定められており、検討の余地は小さい。また、廃棄物の流出防止設備の構造については、事業実施想定区域の地形や事業の規模を考慮して適切な構造を採用すること等より、建造物等の構造に係る複数案は設定しなかった。
- ・ **④建造物等の配置**：本事業の主要な建造物である廃棄物の埋立地や防災調整池、廃棄物の流出防止設備については、現地の谷地形を利用して設置することから、設置位置の検討の余地は小さい。ただし、付帯施設である進入路の位置については、検討可能であることから、複数の進入路の配置を設定して影響の検討を行った。
- ・ **⑤本事業を実施しない案（ゼロ・オプション）**：県内で発生した埋立処分が必要な建設副産物等の最終処分場の確保という目的を鑑み、複数案には含めないこととした。

これらより、環境面の影響に差異が生じることが考えられ、現時点で設定が可能な複数案として、表 7.1に示す「④建造物等の配置」を対象とした複数案を設定し、計画段階配慮事項の検討を行うこととした。

なお、後述のとおり、「④建造物等の配置」についての複数案を検討した結果として、「②事業の規模（埋立容量）」に違いは生じている。

表 7.1 構造物等（進入路）の配置に係る複数案

複数案	A案：谷の上部（県道539号）から搬入する案		B案：谷の下部（東側市道）から搬入する案	
	A－1案：進入路を最短化し樹林の改変に配慮した案		A－2案：カーブを避けた位置に進入口を設置する案	
想定平面図				
	埋立作業の効率を重視して谷の上部よりアプローチする案			
計画案の概要	県道539号のカーブに進入口を設置するため、交通危険性が課題である。			谷の下部よりアプローチし、交通量の少ない東側市道より搬入する案 谷の下部より進入し、土堰堤に搬入路を設置するため、埋立容量や埋立作業効率に課題がある。
事業規模	・埋立容量：225万m ³ ・改変面積：13.7ha			・埋立容量：215万m ³ ・改変面積：13.1ha
	・県道539号のカーブから廃棄物等搬入車両が出入りするため、交通危険度が高い。(△)			・交通量の少ない市道を使用し、交通危険度は低い。(○)
機能面の比較	・搬入路設置後に土堰堤を構築するため、廃棄物の受入れ停止期間は生じない。(○) ・埋立容量は最も多い。(○)			・土堰堤構築時に併せて搬入路を設置するため、搬入路を設置する期間には廃棄物の受入れを停止する必要がある。そのため、A案に比して事業期間は長くなり、搬入路部分の土堰堤の緑化が遅れる。(△) ・埋立容量はA案に比して少ない。(△)
	△			△

注) ○：相対的に優位である。 △：相対的に劣る。

(2) 環境影響要因の区分

対象事業の実施に係る環境影響要因は、本事業に係る「工事の実施」および「土地または工作物の存在および供用」において、表 7.2に示すものが考えられる。

表 7.2 環境影響要因の区分

環境影響要因		想定される事業活動の内容
工事の 実施	土地の改変 工作物の建設	・造成工事・工作物の建設工事に伴い、自然環境の改変が生じる。 ・造成工事・工作物の建設工事に伴い、建設残土等が発生する。 ・造成工事・工作物の建設工事に伴い、裸地面が発生する。
	重機の稼働	・造成工事、工作物の建設工事に伴い、各種の重機（建設機械）が稼働する。
	工事用車両 の走行	・建設発生土・工事用の資材および機械の搬出入に際して、工事用車両が走行する。
土地または工作物 の存在および供用	工作物の存在	・新たに工作物が出現する。
	工作物の稼働	・廃棄物を埋立てるため、各種の重機（建設機械）が稼働する。
	廃棄物等運搬車両 の走行	・廃棄物等運搬車両が走行する。

(3) 計画段階配慮事項の選定

滋賀県環境影響評価技術指針（平成11年滋賀県告示第124号）において、計画段階配慮事項の選定は、事業特性および地域特性についての情報を踏まえ、配慮対象事業に伴う環境影響を及ぼすおそれがある要因（以下「影響要因」という。）が、当該影響要因により重大な影響を受けるおそれがある環境の構成要素（以下「環境要素」という。）に及ぼす影響の重大性について客観的かつ科学的に検討することとされている。

本事業の事業実施想定区域の廃棄物の埋め立てを想定している谷地（以下、「対象谷地」という。）は、最寄の大澤集落からは尾根を隔てており、周辺の主要な市街地で観光資源でもある北土山・南土山の住居地は500m以上離れていることから、事業に伴い事業実施想定区域内から発生する騒音等の周辺住居等へ与える影響は小さいと考えられる。ただし、対象谷地は、主に北東方向に開けており、北東方向に広がる北土山・南土山の住居地は観光資源でもあり、景観に配慮が必要な地域である。また、対象谷地の植生は、既存資料調査によると主にヒノキを中心とした植林地であるが、動植物に係る重要な生息・生育環境の有無は不明である。事業の計画立案に当たっては、これらの地域特性を踏まえた環境保全を図っていくことが必要である。

そこで、「(1) 位置等に関する複数案の設定」において複数案を設定した構造物等の配置については、複数案間で眺望景観や自然環境への影響の程度が異なることから、影響の重大性に留意しつつ、これらの影響の差異が生じる項目に着目して計画段階配慮事項を選定することとした。

なお、その他の環境要素については、今後の事業計画の深度化に伴って適切に予測・評価を行い、周辺環境への影響に配慮した検討を行っていく。

以上の方針を踏まえて、事業特性および地域特性ならびに影響要因を勘案して選定した計画段階配慮事項の選定結果およびその理由は表 7.3(1)～(2)に示すとおりであり、「土地または工作物の存在および供用」における計画段階配慮事項として、設定した複数案（建造物等の構造）間で影響の程度が異なると考えられる、「施設の存在」に係る植物（植生）および景観を選定した。

なお、今後の環境影響評価手続き（方法書段階）において、本配慮書での検討結果ならびに最新の事業特性、地域特性を踏まえ、環境影響評価項目の選定や影響の予測評価の方法を適切に行う方針である。

表 7.3(1) 計画段階配慮事項の選定結果およびその理由

環境要素		影響要因	周辺環境への影響の有無 ^注	複数案間の影響の差異	計画段階配慮事項の選定結果	計画段階配慮事項として選定した理由 または 選定しなかった理由
気象	大気質	—	—	—	—	本事業は自然の谷地形を可能な限り活用した計画であるため、特異な気象、局地気象を生じる要因はないと考えられる。以上ことから、計画段階配慮事項として選定しない。
		【工事中】重機の稼働	○	—	—	
騒音・振動	窒素酸化物 浮遊粒子状物質 粉じん等	【工事中】工事用車両の走行 【供用後】発生車両の走行	○	—	—	工事用車両および廃棄物等運搬車両の走行に伴って排ガス等が発生する。ただし、車両台数は限定的であるため重大な影響は生じないと考えられ、複数案間で影響の差異が生じないと考えられる。以上ことから、計画段階配慮事項として選定しないが、方法書以降の手続きにおいて、調査、予測および評価を行う方針である。
	【工事中】重機の稼働 【供用後】埋立作業		○	—	—	
悪臭	電波障害	【供用後】施設の使用	△	—	—	本事業で受入れを予定する産業廃棄物は主に性状の安定した建設副産物であり、悪臭の影響は生じないと考えられる。以上ことから、計画段階配慮事項として選定しない。
電波障害		—	—	—	本事業は自然の谷地形を可能な限り活用した計画であり、周辺地域の電波環境に影響を及ぼす高さの構造物は設置しないことから、電波障害は生じないと考えられる。以上ことから、計画段階配慮事項として選定しない。	
水象	水象	—	△	—	—	本事業は自然の谷地形を可能な限り活用した計画であり、流域面積はほとんど変化しない。また、造成工事による雨水の地下浸透力の低下や森林の蒸散機能の低下により、合流先の次郎九郎川や田村川の水象（流速・流量）に変化を生じる可能性があるが、河川流域に対する事業地の面積比を考慮すると、その影響は軽微と考えられる。さらに、豪雨時には、下流河川の洪水被害低減のため、増加する流出量分を防災調整池で一時的貯留を行い、河川への影響が無い流量（許容放流量）以下に流量調整を行って放流することから、洪水被害の低減を図ることから、重大な影響は生じないと考えられる。以上ことから、計画段階配慮事項として選定しない。
		【工事中】土地の改変	○	—	—	
水質	水質	【供用後】浸透水の放流	○	—	—	受入れを予定する産業廃棄物は性状の安定した建設副産物等を想定しており、国の基準でも浸透水を処理する施設を設置する必要のない施設である。また、浸透水の流出防止施設として埋立地最下段に土堰堤を設置することから河川への流出は想定されず。更に、水の濁りを生じるおそれがあるため、これらの対策は複数案間で影響の差異が生じないと考えられる。以上ことから、計画段階配慮事項として選定しないが、方法書以降の手続きにおいて、調査、予測および評価を行う方針である。
		【供用後】浸透水の放流	○	—	—	
水底の底質	泥土・漂砂・底質の汚れ	—	△	—	—	「水質（水の濁り）」の項で前述するように、濁水対策を実施することにより、下流河川の泥土や漂砂への影響は低減される。水質（水の汚れ）の項で前述するように、国の基準を順守した廃棄物の受入れを順守することから、下流河川の水底の汚れに係る重大な影響は生じないと考えられ、複数案間で影響の差異が生じないと考えられる。さらに、底質の汚れに係る環境影響が現れやすい「水質（水の汚れ）」については、方法書以降の手続きにおいて、調査、予測および評価を行う方針である。以上ことから、計画段階配慮事項として選定しない。
地下水	水位・流れ	—	△	—	—	事業実施想定区域の下流側は、すぐに次郎九郎川や田村川に接続しており、それらの河川により地下水脈が分断されている。そのため、同じ水脈の地下水を使用する民家等は存在しないと考えられ、事業の実施に伴う地下水（水位・流れ）に与える重大な影響は生じないと考えられる。以上のことから、計画段階配慮事項として選定しない。
	水質	—	△	—	—	

注) 現時点で想定する事業計画を踏まえた、周辺環境への影響の可能性区分（現時点の想定）を示す。なお、今後作成する方法書では、○または△を示す項目の中から、必要な環境影響評価項目の選定を検討する方針である。

○：周辺環境への影響が生じる可能性がある △：地域特性及び事業特性によっては周辺環境への影響が生じることは考えにくい ー：周辺環境への影響が生じることは考えにくい

表 7.3(2) 計画段階配慮事項の選定結果およびその理由

環境要素		影響要因	周辺環境 への影響 有無	複数案間 の影響の 差異	計画段階 配慮事項 の選定結果	選定した理由 または 選定しなかった理由
地形および地質 (重要な地形および地質)		－	－	－	－	事業実施想定区域周辺に重要な地形および地質は存在しない。以上ことから、計画段階配慮事項として選定しない。
	安定性	【供用後】施設（廃棄物貯留構造物（法面））の存在	○	－	－	本事業は自然の谷地形を可能な限り活用した計画であり、地形の改変は最小限に留める。また、今後の詳細設計の段階で地質調査を適宜実施し、安定性に影響があると認められる場合には、必要に応じて地滑り防止工や沈下防止工を施し、地盤の安定性に重大な影響が生じないよう留意するが、計画段階において、法面の安定性の予測は困難である。以上ことから、計画段階配慮事項として選定しないが、方法書以降の手続きにおいて、調査、予測および評価を行う方針である。
地盤	地盤沈下	－	△	－	－	本事業は自然の谷地形を可能な限り活用した計画であり、地形の改変は最小限に留める。また、地盤の安定性に重大な影響が生じないよう留意する。また、施設（埋立地）の存在により地盤沈下が発生しても、その影響は事業地内に限定され、周辺地域への影響は想定されない。以上ことから、計画段階配慮事項として選定しない。
	土壌（汚染・機能）	－	△	－	－	本事業は自然の谷地形を可能な限り活用した計画であり、発生土は極力敷地内で再利用するほか、持ち込む客土も土壌汚染のおそれのない物を利用する。受入れを予定する産業廃棄物は性状の安定した建設副産物等を想定しており、違反した廃棄物の混入を防ぐために、受入れ時の展開検査や定期的な浸透水の水質調査の実施など、国の基準を順守する。更に、埋立終了後は国の基準に従い適切な維持管理を行ったうえで、最終処分場の廃止手続きを行うことより事業の実施に伴う土壌汚染に係る重大な影響は生じないと考えられる。また、事業者が所有する土地以外はほとんど改変せず、産業廃棄物の最終処分場以外の用途を見込んでいない。事業の実施に伴う大規模な土壌の流出は想定されず、周辺地域の土壌機能に与える重大な影響は生じないと考えられる。以上ことから、計画段階配慮事項として選定しない。
動物（重要な種および注目すべき生息地）		【工事中】土地の改変 【供用後】施設の存在	○	○	－	構造物等の配置の複数案間で影響に差異が生じる可能性があるが、既存資料調査では、事業実施想定区域周辺における重要な動物種の具体的な生息情報は得られなかった。また、動物の注目すべき生息地への影響については、計画段階配慮事項に選定した植物（植生）の予測により、間接的な把握が可能と考えられる。以上ことから、計画段階配慮事項として選定しないが、特に重要な種については、方法書以降の手続きにおいて、調査、予測および評価を行う方針である。
植物	重要な群落	【工事中】土地の改変 【供用後】施設の存在	○	○	○	土地の改変が、事業実施想定区域の動植物の生息・生育環境に及ぼす影響の程度は、構造物等の配置の複数案に応じて変化すると考えられる。動植物の生息・生育基盤である植生に注目することで、当該影響を間接的に予測することが可能であると考えられることから、計画段階配慮事項として選定する。
	重要な種	【工事中】土地の改変 【供用後】施設の存在	○	○	－	構造物等の配置の複数案間で影響に差異が生じる可能性があるが、既存資料調査では、事業実施想定区域周辺における重要な動物種の具体的な生息情報は得られなかった。また、植物の生育環境の影響については、計画段階配慮事項に選定した植物（植生）の予測により、間接的な把握が可能と考えられる。以上ことから、計画段階配慮事項として選定しないが、特に重要な種については、方法書以降の手続きにおいて、調査、予測および評価を行う方針である。
生態系（地域を特徴づける生態系）		【工事中】土地の改変 【供用後】施設の存在	○	○	－	構造物等の配置の複数案間で影響に差異が生じる可能性があるが、既存資料調査では、事業実施想定区域周辺における具体的な生態系の構成種の生息・生育情報は得られなかった。また、生態系の基盤環境の影響については、計画段階配慮事項に選定した植物（植生）の予測により、間接的な把握が可能と考えられる。
景観		【工事中】土地の改変 【供用後】施設の存在	○	○	○	以上ことから、計画段階配慮事項として選定しないが、方法書以降の手続きにおいて、調査、予測および評価を行う方針である。
	人と自然との触れ合いの活動の場	－	△	－	－	対象谷地は、主に北東方向に開けており、北東方向に広がる北土山・南土山の住居地は観光資源でもあり、景観に配慮が必要な地域である。土地の改変および工作物の存在が、北土山・南土山の住居地からの眺望景観に及ぼす影響の程度は、構造物等の配置の複数案に応じて変化すると考えられるため、計画段階配慮事項として選定する。さらに、方法書以降の手続きにおいては、周辺地域の山なみ景観との関係に注目し、調査、予測および評価を行う方針である。
廃棄物等		【工事中】土地の改変 【供用後】施設の存在	○	○	－	一般に入手可能な文献資料を対象とした調査では、事業実施想定区域近傍には周知の人と自然との触れ合いの活動の場は存在しない。以上ことから、計画段階配慮事項として選定しない。ただし、住民等のご意見を参考に、方法書以降の手続きにおいて、「田村川」を人と自然との触れ合いの活動の場として選定し、調査、予測および評価を行う方針である。
	温室効果ガス	【工事中】土地の改変 【供用後】施設の存在	○	○	－	本事業は自然の谷地形を可能な限り活用した計画であり、発生土は極力敷地内で再利用する計画としてしている。発生する土壌や木くずなどの廃棄物については、可能な限りリサイクルを行って減容化するとともに、関係法令に基づく適正処理等の環境保全措置を講じることにより、環境への影響の低減を図る方針とするが、計画段階において、廃棄物の発生量の予測は困難である。また、施設の稼働により建設系安定型廃棄物を処理に貢献する。以上のことから、計画段階配慮事項として選定しないが、方法書以降の手続きにおいて、調査、予測および評価を行う方針である。
放射線の量		【工事中】土地の改変・重機の稼働 【供用後】施設の供用	○	○	－	工事中および工作物の供用後の重機の稼働、工事用車両および廃棄物等運搬車両の走行に伴う温室効果ガスの発生が想定される。また、土地の造成に伴う樹木伐採により温室効果ガスの吸収量の低下が、施設廃止後の植樹により吸収量の増加が見込まれるが、これらの造成や植栽等の側面において、複数案間で影響の大きな差異は生じないと考えられる。なお、受入れ対象廃棄物は性状の安定した安定型産業廃棄物であることから、埋立廃棄物の分解等に伴う温室効果ガスの発生はほとんどないと考えられる。以上ことから、計画段階配慮事項として選定しないが、方法書以降の手続きにおいて、調査、予測および評価を行う方針である。
	放射線の量	－	－	－	－	放射性物質に汚染された廃棄物を受入れないことから、事業の実施に伴う放射線の量に係る影響は生じないと考えられる。以上ことから、計画段階配慮事項として選定しない。
文化財		－	－	－	－	事業実施想定区域には周知の文化財および埋蔵文化財包蔵地は存在しない。以上ことから、計画段階配慮事項として選定しない。
伝承文化		－	△	－	－	事業実施想定区域には周知の伝承文化は存在しない。また、周辺の集落から一定の距離があり、伝承文化への重大な影響は生じないと考えられる。以上ことから、計画段階配慮事項として選定しない。

注) 現時点で想定する事業計画を踏まえた、周辺環境への影響の可能性区分（現時点の想定）を示す。なお、今後作成する方法書では、○または△を示す項目の中から、必要な環境影響評価項目の選定を検討する方針である。

○：周辺環境への影響が生じる可能性がある

△：地域特性及び事業特性によっては周辺環境への影響が生じる可能性がある

－：周辺環境への影響が生じることは考えにくい

(4) 計画段階配慮事項に係る調査、予測および評価の手法の選定およびその理由

計画段階配慮事項に係る調査、予測および評価の手法は、地域特性および事業特性を踏まえるとともに、滋賀県環境影響評価技術指針（平成11年滋賀県告示第124号）を踏まえて選定した。

1) 植物（植生）

対象谷地の植生は、既存資料調査によると、主にヒノキを中心とした植林地であるが、重要な生息・生育環境の有無は不明である。動植物の生息・生育基盤である植生に注目することで、構造物等の配置の複数案毎の影響を定量的に予測することが可能であると考えられる。

植物（植生）に係る調査、予測および評価の手法は、表 7.4に示すとおりである。

表 7.4 調査、予測および評価の手法（植物（植生））

項目		調査、予測および評価の手法	
環境要素 の区分	影響要因の区分		
植 物 (植生)	<土地または工作物の存在および供用> 土地の改変	調査すべき情報	(1) 植物群落等の分布状況
		調査の基本的な手法	(1) 植物群落等の分布状況 航空写真識別による植物群落の広がり の把握および把握した植生区分ごとに コードラート調査（植物社会学的手法） により、動植物の生育・生息環境の基盤 となる植物群落の分布状況を把握する。
		調査地域	事業実施想定区域とする。
		予測の基本的な手法	設定した複数案による土地の改変の程度を 踏まえ、土地の改変に伴う植物（植生）に 対する影響の程度について、定量的に予測 する。
		予測地域	調査地域に同じ。
		評価の手法	複数案間における植物（植生）への影響の 程度を整理し、事業による改変だけでなく、 埋立完了後の植生回復についても考慮して、 影響の重大性の観点で比較・評価する。

2) 景観

対象谷地は、主に北東方向に開けており、北東方向広がる北土山・南土山の市街地は観光資源でもあり、景観に配慮が必要な地域である。可視領域では景観に対する影響の程度に差が生じることが考えられる。

景観に係る調査、予測および評価の手法は、表 7.5に示すとおりである。

表 7.5 調査、予測および評価の手法（景観）

項目		調査、予測および評価の手法	
環境要素 の区分	影響要因の区分		
景 観	<土地または工作物の存在および供用> 工作物の存在	調査すべき情報	(1) 可視領域の状況 (2) 主要な眺望景観の状況
		調査の基本的な手法	(1) 可視領域の状況 GIS ソフトを用いて、国土地理院が公開している「基盤地図情報（数値標高モデル）」の地形を考慮した対象施設の可視領域の解析を行う。 (2) 主要な眺望景観の状況 可視領域内の代表的な眺望点について、現地調査での写真撮影により、当該眺望点からの眺望景観の状況を把握する。
		調査地域	(1) 可視領域の状況 景観の影響が想定される範囲として、事業実施想定区域から半径 2km を包含する範囲（「第 3 章 事業実施想定区域およびその周囲の概況」の調査区域と同様）とする。 (2) 主要な眺望景観の状況 施設の存在に伴う景観に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、旧東海道士山宿周辺（北土山・南土山地域）の見晴らしの良い地点を選定する。
		予測の基本的な手法	予測地点と複数案の配置計画との位置関係を整理したうえで、フォトモンタージュを作成することにより、眺望景観の変化の程度について予測する。
		予測地域	調査地域に同じ。
		評価の手法	複数案間における眺望景観への影響の程度を整理し、事業による改変だけでなく、のり面緑化による修景についても考慮して、影響の重大性の観点で比較・評価する。

7.1.2 計画段階配慮事項に係る予測および評価の結果

(1) 植物（植生）

1) 予測

複数案ごとの植物群落の改変面積を表 7.6に、複数案ごとの直接改変範囲と植生区分図との重ね合わせ図を表 7.1に示す。

植生の改変面積は、A－2案が最も大きく（13.87ha）、A－2案とA－1案（13.72ha）とはほぼ同じ（1.1%差）、A－2案とB案（13.05ha）との差は5.9%であった。植物群落別では、A－1案とA－2案では、改変面積がほぼ同じであり、B案と比べると植生自然度が比較的高いスギ・ヒノキ・サワラ植林（植生自然度6）やコナラアベマキ群落（植生自然度7）の改変面積が若干大きかった。一方、B案では、植生自然度が比較的低いネザサーススキ群落（植生自然度5）の改変面積が、A－1案とA－2案に比べ若干大きかった。

以上より、いずれの案も植物（植生）への影響は小さいと考えられるが、相対的な比較では、B案に比べ、A－1案、A－2案の影響が大きいと予測する。

表 7.6 複数案ごとの植物群落・土地利用区分の改変面積予測結果

No.	植物群落・土地利用	植生 自然度 ^{注)}	事業実施想 定区域面積	改変面積 (ha)		
				A－1案	A－2案	B案
1	コナラアベマキ群落	7	1.65	0.96	0.97	0.89
2	モチツツジアカマツ群落	7	0.89	0.36	0.36	0.35
3	ネザサーススキ群落	5	1.18	0.01	0.01	0.03
4	チガヤーススキ群落	5	0.75			
5	伐採跡地群落	4	0.52	0.39	0.39	0.39
6	スギ・ヒノキ・サワラ植林	6	29.81	11.97	12.12	11.39
7	路傍・空地雑草群落	4	0.20			
8	茶畑	3	0.55			
9	市街地	1	0.93			
10	造成地	1	0.14			
11	開放水域	—	0.02	0.02	0.02	0.02
合計面積			36.66	13.72	13.87	13.05
A－2案との面積比 (%)			—	98.9	100.0	94.1

注) 植生自然度とは、環境省（環境庁）が実施する自然環境保全基礎調査において考案したもので、植生に対する人為的影響の度合いによって、日本の植生を10の類型に区分したものである。

【植生自然度：区分の内容】

10：自然草原、9：自然林、8：二次林（自然林に近いもの）、7：二次林、6：植林地、5：二次草原（背の高い草原）、4：二次草原（背の低い草原）、3：外来種植林、農耕地（樹園地）、2：外来種草原、農耕地（水田・畑）、1：市街地等

2) 評価

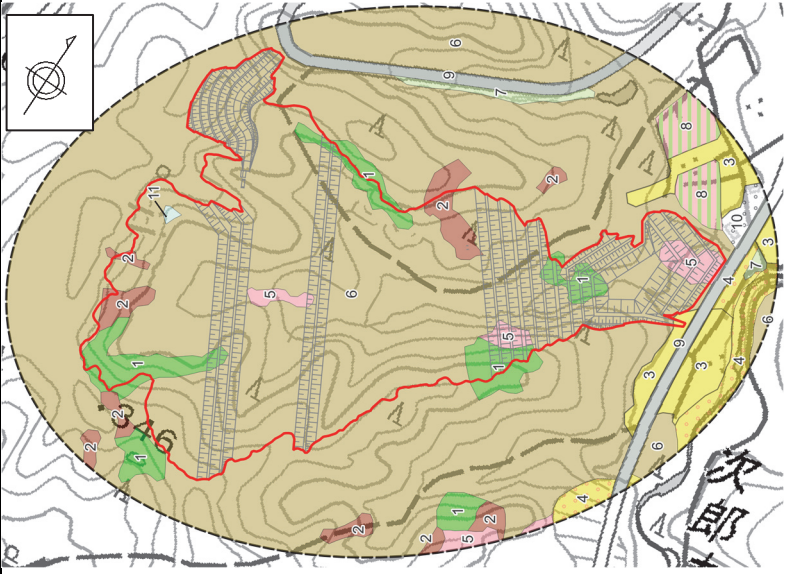
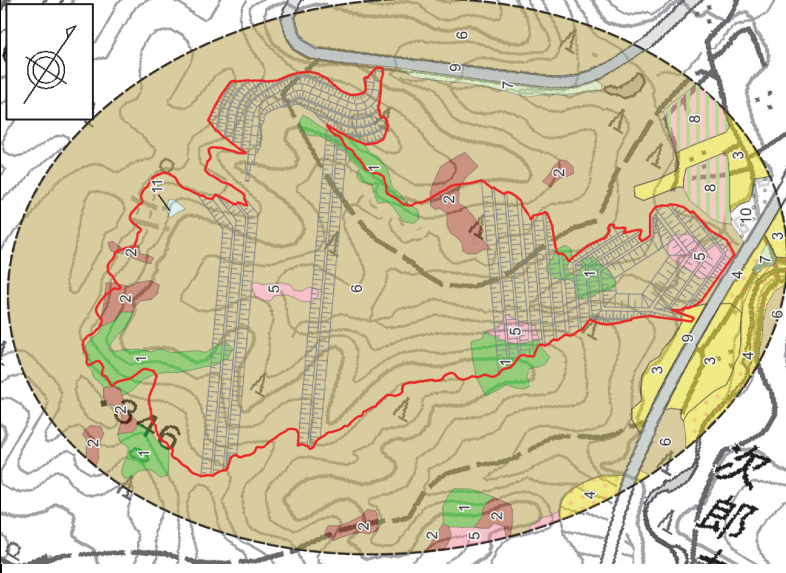
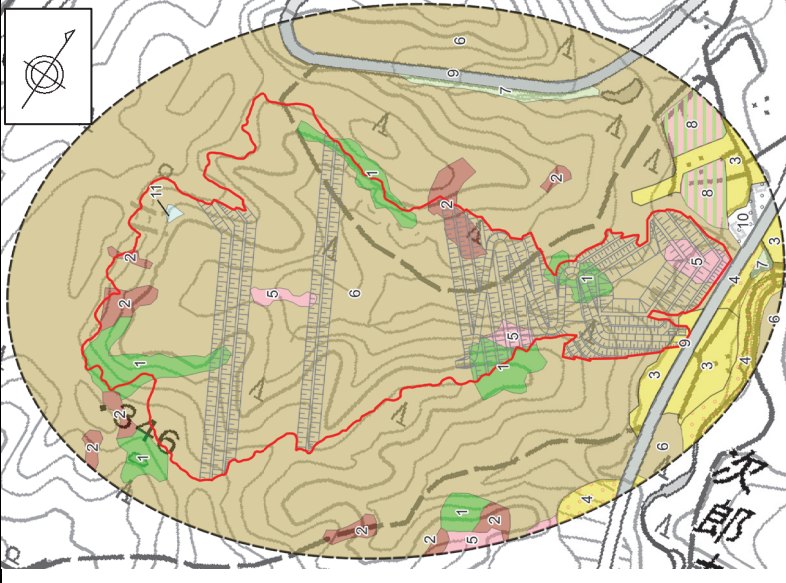
設定した複数案に係る植物（植生）に対する影響の程度の比較・評価結果は表 7.7に示すとおりである。

B案では、土堰堤（小段）構築および搬入路設置に伴う廃棄物受け入れ停止期間が生じ、事業期間が長くなることから、埋立完了後の植生回復がA－1案およびA－2案に比して遅れることが想定される。複数案ごとに植物群落の改変面積は若干異なるがその差は非常に小さいこと、事業実施想定区域内に重要な植物群落（原生林など）は存在しないことから、いずれの案も植物（植生）への影響は小さい。ただし、植生自然度やや高いコナラアベマキ群落（植生自然度7）の改変面積の比較では、B案が相対的に優位である。

なお、埋立完了後の植生回復までを考慮すると、B案では事業期間が長くなる分、植生回復が遅れることから、A案（A－1案またはA－2案）に比して相対的に劣る。

以上より、各案は同等であると評価した。

表 7.7 複数案ごとの直接改変範囲と植生区分図との重ね合わせ図

複数案	A-1案	A-2案	B案
植物群落改変状況予測結果			
植物(植生)に対する影響の程度	改変面積は13.72haと3案の中ではやや広いが、最小面積のB案と比しても大差はなく、事業実施想定区域内に重要な植物群落は存在しない。ただし、B案と比べて、植生自然度がやや高いコナラ-アバマキ群落の改変面積が僅かに大きく、相対的に劣る。(△) なお、埋立完了後の植生回復までを考慮すると、本案では事業期間が短く、早期に植生回復が可能なことから、相対的に優位である。(○)	改変面積は13.87haと3案の中では最も広いが、最小面積のB案と比しても大差はなく、事業実施想定区域内に重要な植物群落は存在しない。ただし、A案と比べて、植生自然度がやや高いコナラ-アバマキ群落の改変面積が僅かに大きく、相対的に劣る。(△) なお、埋立完了後の植生回復までを考慮すると、本案では事業期間が短く、早期に植生回復が可能なことから、相対的に優位である。(○)	改変面積は13.05haと3案の中では最も狭いが、最大面積のA-2案と比しても大差はなく、事業実施想定区域内に重要な植物群落は存在しない。また、A案と比べて、植生自然度がやや高いコナラ-アバマキ群落の改変面積が僅かに小さく、相対的に優位である。(○) ただし、埋立完了後の植生回復までを考慮すると、本案では事業期間が長くなる分、植生回復が遅れることから、相対的に劣る。(△)
注1) ○：環境影響の観点で相対的に優位である。 注2) この地図は、国土地理院発行の電子地形図 25000 を複製して情報を追記したものである。	○	○	○
	凡 植 生 区 分 例 1 コナラ-アバマキ群集 2 モチツヅグ-アカマツ群集 3 ネザサ-ススキ群集 4 チガヤ-ススキ群集 5 伐採跡地群落 6 スギ・ヒノキ・サワラ植林 7 路傍・空地雑草群落 8 茶畑 9 市街地 10 造成地 11 開放水域		

(2) 景観

1) 予測

① 可視領域の状況

A案（A－2案）の可視領域解析結果は図 7.1 に示すとおりである。

主に北方～北東～東方に可視領域が広がっており、北土山・南土山の市街地は概ね可視領域に含まれる。なお、事業実施想定区域の西側に位置する最寄の大澤集落は、不可視領域となっている。

② 主要な眺望景観の状況予測

作成したフォトモンタージュを表 7.9に示す。

予測地点（東海道士山宿①）からは、谷の入口付近の切土法面の一部が視認されるものの、眺望景観のごく一部の領域に留まる。また、発生した切土法面は施工後緑化を行うことで周辺の樹林に溶け込み、景観的な違和感を生じないと考えられる。ただし、発生する法面の面積は、B案で若干大きくなった。

2) 評価

設定した複数案に係る景観に対する影響の程度の評価結果を表 7.8に示す。

B案では、土堰堤（小段）に搬入路を設置することや、廃棄物の受け入れ停止期間が生じることから、搬入路部分の土堰堤の緑化がA－1案およびA－2案に比して遅れることが想定される。いずれの案についても、事業実施想定区域方向を眺望できるものの、手前に尾根や人家等が存在しており、対象施設の全容が確認できると想定できる地点はなかった。予測地点（東海道士山宿①）からは、谷の入口付近の切土法面の一部が視認されるものの眺望景観のごく一部の領域に留まり、発生した切土法面は施工後に緑化を行うことで周辺の樹林に溶け込み、景観的な違和感を生じないことから、眺望景観への影響は小さいと評価した。

なお、法面緑化による修景時期を考慮すると、B案では搬入路部分の土堰堤の緑化による修景が遅れることから、A案（A－1案またはA－2案）に比して相対的に劣ると評価した。

表 7.8 評価結果（景観）

複数案	A案（A－1案・A－2案）	B案
眺望景観に対する影響の程度	予測地点から施設が視認されるが、眺望景観のごく一部の領域に留まり、周辺の樹林に溶け込み景観的な違和感を生じないことから、眺望景観への影響は小さい。 (○) なお、法面緑化による修景時期を考慮すると、本案では早期に土堰堤の修景が可能であることから、想定的に優位である。(○)	予測地点から施設が視認されるが、眺望景観のごく一部の領域に留まり、周辺の樹林に溶け込み景観的な違和感を生じないことから、眺望景観への影響は小さい。 (○) なお、法面緑化による修景時期を考慮すると、本案では搬入路部分の土堰堤の緑化による修景が遅れることから、相対的に劣る。(△)
	○	△

注) ○：環境影響の観点で優位である。 △：環境影響の視点で相対的に劣る。

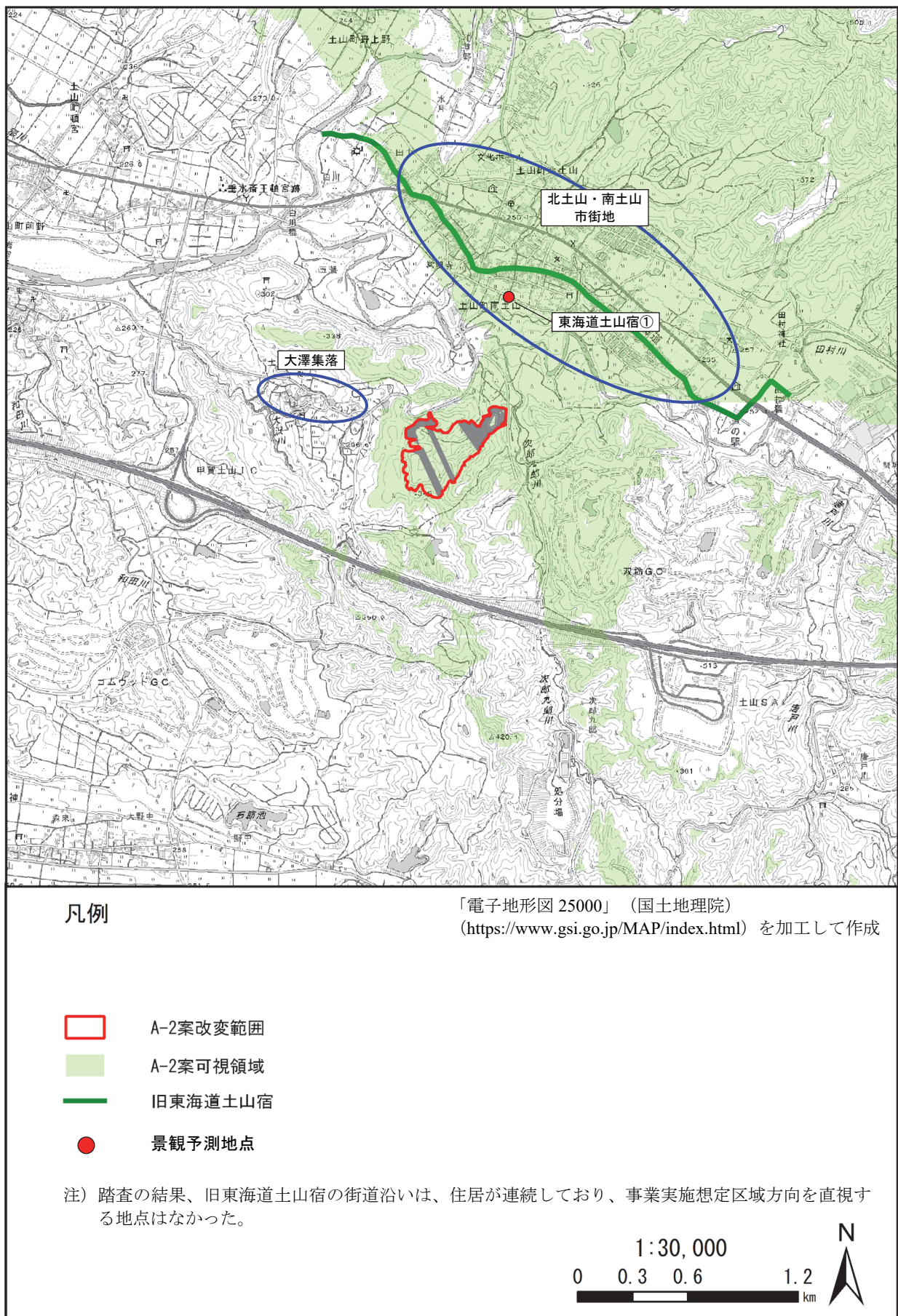


図 7.1 可視領域解析結果と景観調査地点

表 7.9 予測結果（旧東海道士山宿①）

A案	  拡大・色分け
B案	  拡大・色分け

(3) 総合評価

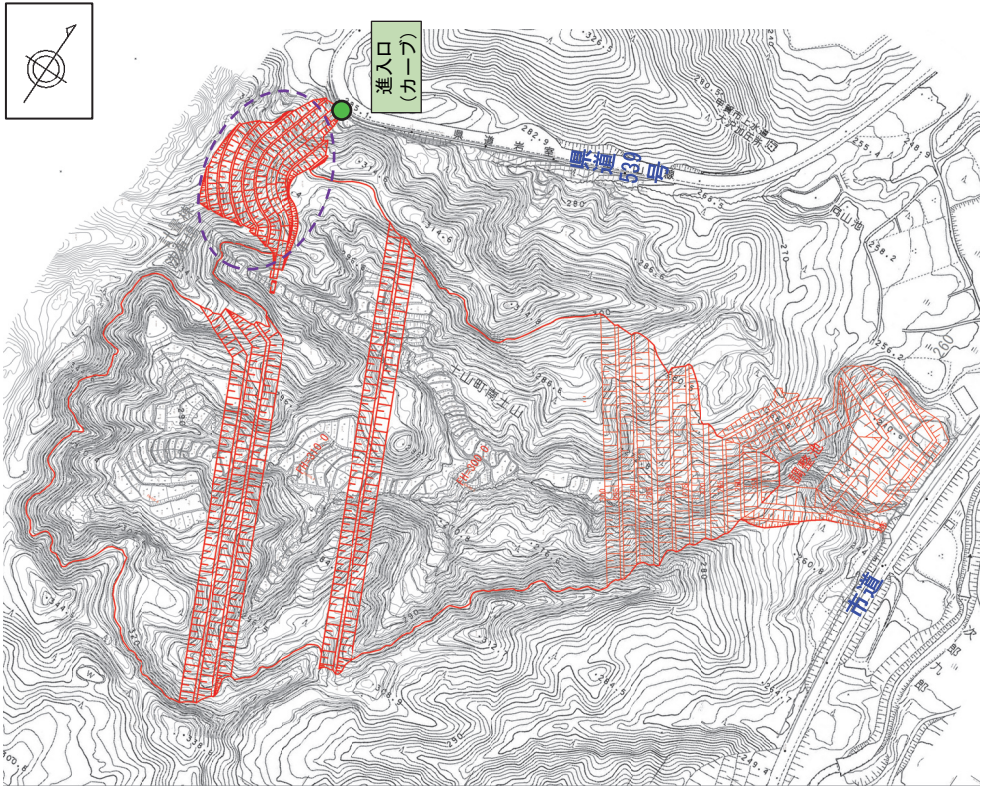
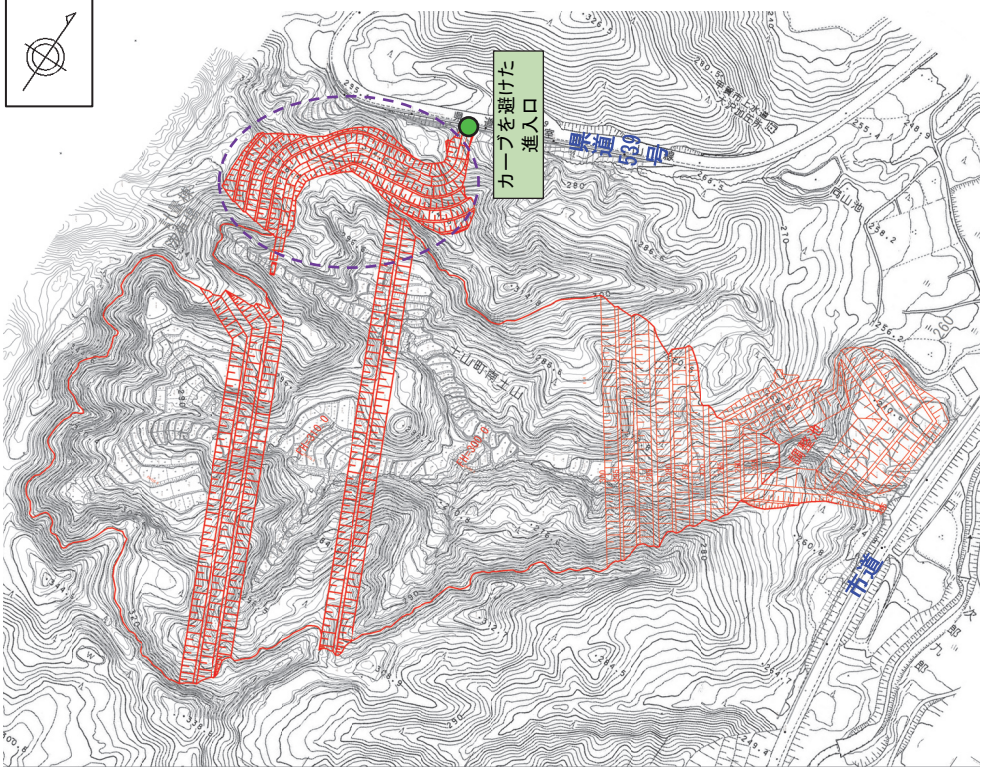
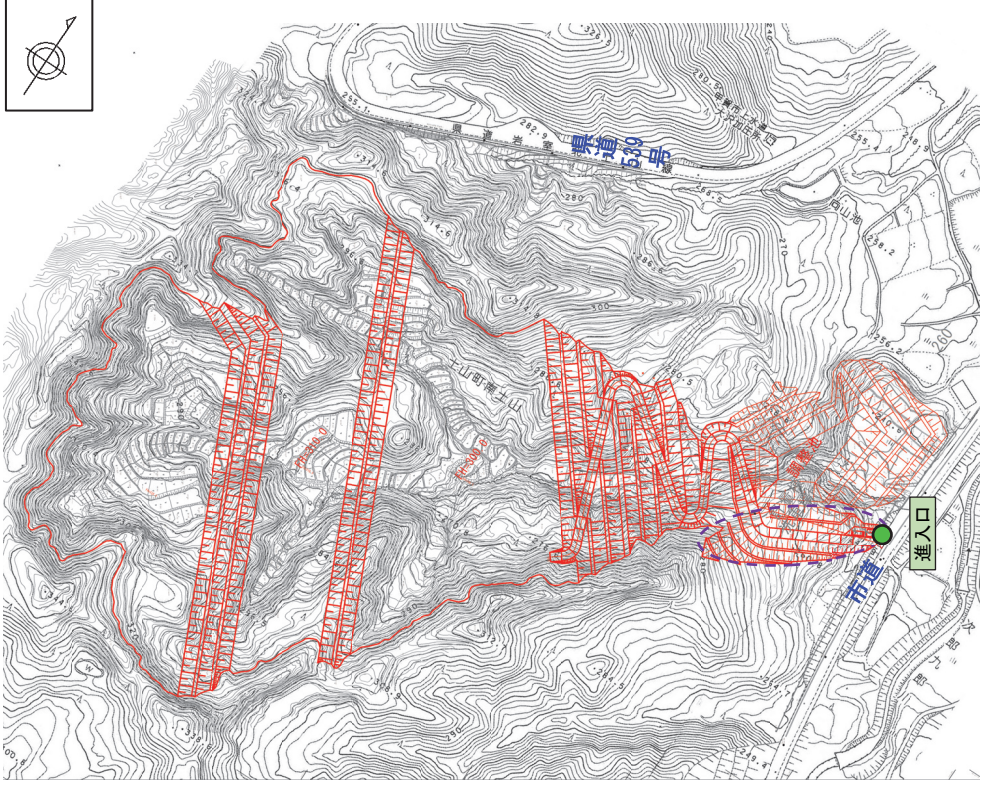
構造物等の配置に関する機能面の評価および計画段階評価事項（植物（植生）および景観）の複数案間の評価結果を表 7.10に示す。

- ・ 施設の機能面の評価では、A－2 案が相対的に優位であると評価する。
- ・ 植物（植生）の評価では、3案ともに改変面積や改変する植生の貴重性の面から大差ないが、その中でも比較的植生自然度が高いコナラーアベマキ群落の改変面積から、B 案が相対的に優位である。一方で、埋立完了後の環境修復の面からはA案が相対的に優位であり、各案は同等であると評価する。
- ・ 景観の評価では、3案とも視認されるのは眺望景観のごく一部の領域に留まることから、影響は小さいが、B 案では搬入路部分の土堰堤の法面緑化による修景が遅れることから、A 案（A－1 案、A－2 案）の方が相対的に優位と評価する。

以上の評価を踏まえ、方法書以降の手続においては「A－2 案」を基本とし、事業計画の検討および環境影響評価を行う方針である。

なお、今後の環境影響評価手続においては、配慮書で選定した計画段階配慮事項以外の環境要素も含め、環境影響が生じる可能性のある項目を環境影響評価項目として選定したうえで詳細な現地調査を実施し、検討された施設整備計画に基づく詳細な予測および評価結果に応じた環境保全措置の検討を行い、事業に伴う環境影響の回避または十分な低減を図る。

表 7.10 構造物等（搬入路）の配置に係る複数案についての機能面の評価および事前配慮段階環境配慮事項の総合評価

複数案		A案：谷の上部（県道539号）から搬入する案		A－2案：カーブを避けた位置に進入口を設置する案		B案：谷の下部（東側市道）から搬入する案	
		A－1案：進入路を最短化し樹林の改変に配慮した案		A－2案：カーブを避けた位置に進入口を設置する案		B案：谷の下部（東側市道）から搬入する案	
想定平面図							
							
	計画案の概要	埋立作業の効率を重視して谷の上部よりアプローチする案 A－1案の交通危険性を解消するため、県道539号のカーブを避けた位置に進入口を変更した案である。		谷の下部よりアプローチし、交通量の少ない東側市道より搬入する案 谷の下部より進入し、土堰堤に搬入路を設置するため、埋立容量や埋立作業効率に課題がある。		谷の下部よりアプローチし、交通量の少ない東側市道より搬入する案 谷の下部より進入し、土堰堤に搬入路を設置するため、埋立容量や埋立作業効率に課題がある。	
	事業規模	・埋立容量：225万m ³ ・改変面積：13.7ha		・埋立容量：225万m ³ ・改変面積：13.9ha		・埋立容量：215万m ³ ・改変面積：13.1ha	
	交通安全性	・県道539号のカーブから廃棄物等搬入車両が入りやすいため、交通危険度が高い。(△)		・A－1案に比して交通危険度は低い。(○)		・交通量の少ない市道を使用し、交通危険度は低い。(○)	
機能面の評価	事業の効率性	・搬入路設置後に土堰堤を構築するため、廃棄物の受入れ停止期間は生じない。(○) ・埋立容量は最も多い。(○)		・搬入路設置後に土堰堤を構築するため、廃棄物の受入れ停止期間は生じない。(○) ・埋立容量は最も多い。(○)		・土堰堤構築時に併せて搬入路を設置するため、搬入路を設置する期間には廃棄物の受け入れを停止する必要がある。そのため、A案に比して事業期間は長くなり、搬入路部分の土堰堤の緑化が遅れる。(△) ・埋立容量はA案に比して少ない。(△)	
	総合	△		○		△	
	植物(植生)	・改変面積は13.72haと3案の中ではやや広いが、最小面積のB案と比しても大差はなく、事業実施想定区域内に重要な植物群落は存在しない。ただし、B案と比べて、植生自然度がやや高いコナラーアベマキ群落の改変面積は僅かに大きく、相対的に劣る。(△) ・なお、埋立完了後の植生回復までを考慮すると、本案では事業期間が短く、早期に植生回復が可能なことから、相対的に優位である。(○)		・改変面積は13.87haと3案の中では最も広いが、最小面積のB案と比しても大差はなく、事業実施想定区域内に重要な植物群落は存在しない。ただし、B案と比べて、植生自然度がやや高いコナラーアベマキ群落の改変面積は僅かに大きく、相対的に劣る。(△) ・なお、埋立完了後の植生回復までを考慮すると、本案では事業期間が短く、早期に植生回復が可能なことから、相対的に優位である。(○)		・改変面積は13.05haと3案の中では最も狭いが、最大面積のA－2案と比しても大差はなく、事業実施想定区域内に重要な植物群落は存在しない。また、A案と比べて、植生自然度がやや高いコナラーアベマキ群落の改変面積は僅かに小さく、相対的に優位である。(○) ・なお、埋立完了後の植生回復までを考慮すると、本案では事業期間が長くなる分、植生回復が遅れることから、相対的に劣る。(△) ・予測地点から施設が視認されるが、眺望景観のごく一部の領域に留まり、周辺の樹林に溶け込み景観的な違和感を生じないことから、眺望景観への影響は小さい。(○) ・なお、法面緑化による修景時期を考慮すると、本案では搬入路部分の土堰堤の緑化による修景が遅れることから、相対的に劣る。(△)	
計画段階の環境面の評価	景観	・予測地点から施設が視認されるが、眺望景観のごく一部の領域に留まり、周辺の樹林に溶け込み景観的な違和感を生じないことから、眺望景観への影響は小さい。(○) ・なお、法面緑化による修景時期を考慮すると、本案では早期に土堰堤の修景が可能であることから、想定的に優位である。(○)		・予測地点から施設が視認されるが、眺望景観のごく一部の領域に留まり、周辺の樹林に溶け込み景観的な違和感を生じないことから、眺望景観への影響は小さい。(○) ・なお、法面緑化による修景時期を考慮すると、本案では早期に土堰堤の修景が可能であることから、想定的に優位である。(○)		・予測地点から施設が視認されるが、眺望景観のごく一部の領域に留まり、周辺の樹林に溶け込み景観的な違和感を生じないことから、眺望景観への影響は小さい。(○) ・なお、法面緑化による修景時期を考慮すると、本案では搬入路部分の土堰堤の緑化による修景が遅れることから、相対的に劣る。(△)	
	総合評価	△		○		△	

注) ○：相対的に優位である。 △：相対的に劣る。